

地域密着型サービス 変更届出に係る提出書類一覧

変更があった事項	変更届出書 (別紙様式第二号(四))	記載事項 (付表)	登記事項 証明書	誓約書 (標準様式6)	運営規程	勤務形態 一覧表 (標準様式1) 変更月分	経歴書 (標準様式2) (参考様式1,2)	資格証 (写)	研修 修了証 (写)	平面図 (標準様式3)	設備等 一覧表 (標準様式4)	介護支援専 門員一覧 (参考様式7)	業務管理体制 に係る届出書 (第2号様式)	その他	備考	
事業所(施設)の名称													○	○	地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、事業所が墨田区内にのみ所在する場合	
事業所(施設)の所在地																
所在地 区内移転を伴う場合													○	1	2	1 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、事業所が墨田区内にのみ所在する場合 2 外部及び内部の状況がわかる写真
電話番号、FAX番号等																運営規程に変更がある場合
申請者(法人)の名称													○		地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、事業所が墨田区内にのみ所在する場合	
主たる事務所(法人)の所在地													○		地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、事業所が墨田区内にのみ所在する場合	
代表者(開設者)の氏名、 生年月日及び住所																
代表者(開設者)の氏名、生 年月日、住所、職名の変更				1			2		2 「認知症対応 型サービス事 業開設者研修」				○	4	1代表者(開設者)の姓、住所または職名 の変更のみの場合は不要 2下記サービス種別の場合 認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 3上記 ~ のサービス種別で法人の代 表者と異なる場合はこちらを参照。 4地域密着型サービス(予防含む)のみを行 う事業者で、事業所が墨田区内にのみ所在 する場合	
地域密着型サービス部門の 代表者の変更 3							2		2 「認知症対応 型サービス事 業開設者研修」							
登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)																
事業所(施設)の建物の構造、 専用区画等															外部及び内部の状況がわかる写真	
事業所(施設)の管理者の氏名、生 年月日及び住所						1	1 2 4	1 3 4	1 2 3 「認知症対応 型サービス事 業管理者研修」						1婚姻等による姓又は住所の変更のみ の場合は不要 2下記サービス種別の場合 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 3看護小規模多機能型居宅介護の場合 は、資格証(写)又は研修修了証(写)のど ちか一方を提出 4療養通所介護の場合	

### 地域密着型サービス 変更届出に係る提出書類一覧

変更があった事項	変更届出書 (別紙様式第二号(四))	記載事項 (付表)	登記事項 証明書	誓約書 (標準様式6)	運営規程	勤務形態 一覧表 (標準様式1) 変更月分	経歴書 (標準様式2) (参考様式1,2)	資格証 (写)	研修 修了証 (写)	平面図 (標準様式3)	設備等 一覧表 (標準様式4)	介護支援専 門員一覧 (参考様式7)	業務管理体制 に係る届出書 (第2号様式)	その他	備考
運営規程															
従業者(職員)の職種、員数 及び職務の内容															生活相談員、機能訓練指導員、看護職員、 介護職員、オペレーター、訪問介護員、(管 理)栄養士の変更については提出不要
営業日及び営業時間															
利用定員 / 入居定員及び居 室数 / 入所定員								1		2	2				1職員数の変更を伴う場合 2事業所・施設の規模等の変更を伴う場合
上記以外の変更事項															認知症対応型共同生活介護について、整備 に係る区の補助金を受けた事業所で所在 地、設備、利用料金の変更がある場合は、 事前に介護保険課管理計画担当にご相談く ださい。
協力医療機関(病院)・協力歯科医 療機関															医療機関との契約書等の写し
介護老人福祉施設、介護老人保健 施設、病院等との連携・支援体制															施設との協定書等の写し
介護支援専門員の氏名及びその登録番号															
介護支援専門員・計画作成 担当者の変更						1		1	1						1婚姻等による姓の変更のみの場合は不 要
(介護支援専門員資格のな い)計画作成担当者の変更						1	1		1						1婚姻等による姓の変更のみの場合は不 要
連携する訪問看護を行う事業所の 名称及び所在地 1														2	1定期巡回・随時対応型訪問介護看護の み提出が必要 2訪問看護事業所との契約書等の写し

認知症対応型共同生活介護のユニット数の変更により施設等の区分に変更がある場合は、加算届出書類を合わせてご提出ください。  
短期利用の受け入れを行う場合は、加算届出書類を合わせてご提出ください。